

「三条ひめさゆりネット」利用について

1 同意書の取得について

利用者（患者）の同意書を取得する際は、「三条ひめさゆりネット」に関する説明書（別紙2）を利用者（患者）に説明し、交付してください。

「三条ひめさゆりネット」システム利用に関する同意書（様式3）の現本と「三条ひめさゆりネット」連携設定依頼書（新規）（様式5）を三条市在宅医療推進センター（以下「当センター」という）へ提出ください。

2 連携設定について

「三条ひめさゆりネット」連携設定依頼書（新規）（様式5）に基づき、当センターで連携設定を行います。各事業所において管理画面の連携通知で確認ください。

また、連携状況は、基本情報の利用者名の下にある連携状況にて確認ください。

3 後方支援病院について

診療所主治医不在時などに緊急対応が必要となった場合、診療所主治医と訪問看護師が連絡を取り合い、緊急対応をお願いできる市内の3病院（済生会三条病院、三条総合病院、三之町病院）を決定します。病院決定にあたっては、利用者（患者）及び家族の希望を重視し、診療所主治医と相談し決定します。

4 病診連携確認書について

診療所主治医と後方支援病院で病診連携確認書（様式10）を取り交わした後、双方で保管ください。

5 変更等について

- (1) 利用者（患者）から、「三条ひめさゆりネット」に参加する医療・介護機関等に診療情報や医療・介護支援情報の活用につき同意撤回の申し出があった場合は、「三条ひめさゆりネット」システム利用に関する同意撤回書（様式4）を提出ください。
- (2) 利用対象者の利用する事業所や主治医等が変更（追加・中止含む）になった場合は、「三条ひめさゆりネット」連携設定依頼書（変更・追加・中止）（様式6）を提出ください。
- (3) 事業所等がシステム使用を中止する場合（閉院、廃業含む）は、「三条ひめさゆりネット」システムの使用中止届（様式7）を提出ください。
- (4) 事業所の名称及び代表者の変更があった場合は、「三条ひめさゆりネット」変更届出書（様式8）を提出ください。
- (5) 利用者（患者）がサービス利用終了（死亡）となった場合は、「三条ひめさゆりネット」

ト」サービス終了者（死亡）届出書（様式9）を提出ください。

6 タブレット端末の管理について

- (1) タブレット端末は、緊急対応時や業務の都合上、職員が自宅等に持ち帰り使用することができますが、紛失や情報の漏洩等の事故がないよう十分注意し管理を行ってください。万が一、事故等が発生した場合は、速やかに当センターまで連絡ください。
- (2) 業務以外の娯楽等で使用することはできません。

7 タブレット端末及びモバイルプリンターの発注について

タブレット端末及びモバイルプリンターを発注する場合は、発注書（様式11）により当センターまで提出ください。操作機器類はシステム業者が納品します。後日、当センターから請求書を発行しますので、指定する口座に振り込みしてください。

なお、振込手数料については、事業所負担でお願いします。

8 モバイルプリンターロール紙の発注について

モバイルプリンターロール紙を発注する場合は、発注書（様式11）により当センターに提出し、引き取りをお願いします。後日、当センターから請求書を発行しますので、指定する口座に振り込みしてください。

なお、振込手数料については、事業所負担でお願いします。

9 タブレット端末等の返却について

タブレット端末等を返却する場合は、返却届（様式12）により操作機器類と一緒に当センターまで提出ください。後日、受領書を送付します。

10 使用料及び通信費について

- (1) 使用料及び通信費については、当センターから請求書を発行しますので、指定する口座に振り込みしてください。

なお、振込手数料については、事業所負担でお願いします。

- (2) システムを導入、タブレットを発注した場合の使用料及び通信費は、納品された日の属する月から費用が発生します。
- (3) システムの使用中止、タブレットの返却があった場合の使用料及び通信費は、返却された日の翌月から費用が発生しません。

11 その他

資料、様式等は当センターのホームページでダウンロードできますので確認ください。不明な点やトラブル発生時等は当センターまで連絡ください。